



平成23年 8 月 1 日 開会

平成23年 8 月 1 日 閉会

平成 23 年 8 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

広域連合議会定例会に係る会議の開催について	1
議案の送付について	2
広域連合議会定例会運営予定表	3
議事日程	4
会議に付した事件	4
追加議事日程	5
会議に付した事件	5
監査結果報告一覧表	6
平成22年度繰越明許費繰越計算書について	7
出席・欠席または遅参・早退した議員	8
出席した説明員	8
出席した書記	8
開会宣言	9
日程第1 仮議席の指定について	9
日程第2 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙	10
議長あいさつ	10
広域連合長あいさつ	11
報 告	12
追加日程第1 議席の指定について	12
追加日程第2 会議録署名議員の指名について	13
追加日程第3 会期の決定について	13
追加日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙	13
副議長あいさつ	14
追加日程第5 一般質問	14
・ 2番 田辺 昭夫君	14
広域連合長 高木 直矢君	16
事務局長 保崎 博道君	17
・ 2番 田辺 昭夫君	18
事務局長 保崎 博道君	19
・ 2番 田辺 昭夫君	20
広域連合長 高木 直矢君	20
事務局長 保崎 博道君	21
・ 1番 黒見 節子君	21
広域連合長 高木 直矢君	22
事務局長 保崎 博道君	23
・ 1番 黒見 節子君	24
事務局長 保崎 博道君	24

・ 1 番	黒見 節子君	2 4
事務局長	保崎 博道君	2 5
追加日程第 6	議案第 8 号・議案第 9 号・議案第 1 0 号	2 5
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	2 5
事務局長	保崎 博道君 (提案説明)	2 6
採 決		2 7
追加日程第 7	議案第 1 1 号・議案第 1 2 号	2 7
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	2 8
事務局長	保崎 博道君 (提案説明)	2 8
・ 2 番	田辺 昭夫君 (質疑)	3 0
事務局長	保崎 博道君	3 1
・ 1 番	黒見 節子君 (質疑)	3 1
事務局長	保崎 博道君	3 3
採 決		3 4
追加日程第 8	議案第 1 3 号「平成 2 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)」	3 4
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	3 4
事務局長	保崎 博道君 (提案説明)	3 4
採 決		3 5
追加日程第 9	議案第 1 4 号「専決処分の承認を求めることについて (岡山県後 期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正 する条例)」	3 5
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	3 6
採 決		3 6
追加日程第 1 0	議案第 1 5 号・議案第 1 6 号	3 6
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	3 7
採 決		3 7
閉 会 宣 言		3 7
一般質問発言通告一覧表・議案質疑発言通告一覧表		3 8
会議録署名議員		3 9

岡 広 議 第 4 号
平成 2 3 年 7 月 1 9 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
書記長 横 山 徹 哉

平成 2 3 年 8 月 広域連合議会定例会に係る会議の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より平成 2 3 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 2 4 号
平成 2 3 年 7 月 1 9 日

平成 2 3 年 8 月 1 日（月曜日）午後 1 時 3 0 分、平成 2 3 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

議案の送付について

平成 2 3 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 議案第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）） |
| 議案第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）） |
| 議案第 1 0 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）） |
| 議案第 1 1 号 | 平成 2 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 |
| 議案第 1 2 号 | 平成 2 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第 1 3 号 | 平成 2 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 1 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例） |
| 議案第 1 5 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 6 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |

8月広域連合議会定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月1日	(月)	午後1時00分	全員協議会	
		午後1時30分	本 会 議	仮議席の指定について 岡山県後期高齢者医療広域 連合議会議長選挙 議席の指定について 会議録署名議員の指名につ いて 会期の決定について 岡山県後期高齢者医療広域 連合議会副議長選挙 一般質問 議案の上程・採決

議 事 日 程 (第1号)

平成23年8月1日(月) 午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	仮議席の指定について
第 2	岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙

本日の会議に付した事件

議 事 日 程 と 同 じ

追加議事日程(第1号の追加1)

平成23年8月1日(月) 午後1時30分開議

日程番号	会議に付する事件
第1	議席の指定について
第2	会議録署名議員の指名について
第3	会期の決定について
第4	岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙
第5	一般質問
第6	議案第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)) 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)) 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)) (上程・採決)
第7	議案第11号 平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 議案第12号 平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第8	議案第13号 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (上程・採決)
第9	議案第14号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例) (上程・採決)
第10	議案第15号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第16号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (上程・採決)

本日の会議に付した事件

追加議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	23. 3. 7	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 1月分例月出納検査結果報告
2	23. 4. 4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 2月分例月出納検査結果報告
3	23. 5. 10	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 3月分例月出納検査結果報告
4	23. 6. 1	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 4月分例月出納検査結果報告
5	23. 7. 4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 5月分例月出納検査結果報告

平成23年 5月31日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高木直矢

平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒見 節子	出席		10	近藤 隆則	出席	
2	田辺 昭夫	〃		11	石垣 正夫	〃	
3	草加 信義	〃		12	西田 孝	〃	
4	松原 繁之	〃		13			
5	磯田 博基	〃		14	道上 正寿	出席	
6	井戸 賢一	〃		15	山野 通彦	欠席	
7	伊東 香織	〃	早退	16	万殿 紘行	出席	
8	西岡 憲康	〃	〃	17	木下 哲夫	〃	
9	片岡 聡一	〃	〃	18	則武 宣弘	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	高木 直矢	総務課長	上井 勉
副広域連合長	重森 計己	業務課長	平松 定義
副広域連合長	井上 稔朗	業務課資格賦課班長	祇園 敬治
監査委員	池上 進	業務課給付班長	小坂 憲広
事務局長	保崎 博道		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	横山 徹哉	書 記	赤澤 正基
書 記	西 祐典		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○事務局長（保崎 博道君）

失礼いたします。それでは、ただいまから始めさせていただきます。

本会議は、現在議長が不在となっております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、年長の議員は西田孝議員でありますので、御紹介いたします。

西田議員、議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長（西田 孝君）

改めまして皆さん、こんにちは。ただいま紹介をいただきました西田でございます。

開会に先立ちまして、このたびの東日本大震災で亡くなられました方々に対しまして、御冥福をお祈りし、黙祷を行いたいと思います。

それでは皆さん、起立ください。黙祷。

〔全員起立 黙祷〕

○臨時議長（西田 孝君）

どうもありがとうございました。御着席ください。

それでは、会議に入らせていただきます。

ただいまの出席議員は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 23 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定について

○臨時議長（西田 孝君）

日程第 1、「仮議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、ただいま着席のとおりを指定をいたします。

仮議席一覧表

1	黒 見 節 子	1 0	近 藤 隆 則
2	田 辺 昭 夫	1 1	石 垣 正 夫
3	草 加 信 義	1 2	西 田 孝
4	松 原 繁 之	1 3	
5	磯 田 博 基	1 4	道 上 正 寿
6	井 戸 賢 一	1 5	山 野 通 彦
7	伊 東 香 織	1 6	万 殿 紘 行
8	西 岡 憲 康	1 7	木 下 哲 夫
9	片 岡 聡 一	1 8	則 武 宣 弘

日程第2 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙

○臨時議長（西田 孝君）

日程第2、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙」を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西田 孝君）

はい、異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたします。

お諮りをいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西田 孝君）

はい、御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することと決定します。
それでは、指名いたします。

議長に則武宣弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました則武議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西田 孝君）

異議なしと認めます。よって、則武議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました則武宣弘議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行います。

則武議員、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（則武 宣弘君）〔登壇〕

ただいま指名推選の選挙におきまして、当選をさせていただきました則武宣弘でございます。

岡山県の後期高齢者医療広域連合議会の議事運営におきましては、公平、公正、そしてスムーズな運営に徹してまいりますので、議員の皆様方の御協力をぜひともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

○臨時議長（西田 孝君）

ありがとうございました。

以上で、臨時議長としての職務を終了いたしましたので、これにて新議長と交代いたし

ます。

御協力ありがとうございました。

○議長（則武 宣弘君）

それでは、広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

議員皆様方には大変お忙しい時期にもかかわらず御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月11日に発生をいたしました東日本大震災でお亡くなりになられた方、さらには被害に遭われた方々、そうした皆様方に深く哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りをするものでございます。大震災の脅威を感じるとともに、防災への取り組みが重要であることを、改めて認識いたしましたところでございます。

また、大震災から5カ月が経過し、復旧作業が進められておりますが、いまだに多数の方々方が体育館などの避難所で生活をしておられます。

しかしながらその一方で、復興へ向けて努力している被災者の方々や県、市町村の多くの職員も頑張つて業務を遂行している状況に、復興への確かな歩みを感じるところでございます。

これまで県内からも多くの市町村職員が派遣され、復旧・復興の一助となっているところでございます。

また、岡山県内にも被災地域から多数の方々方が転入してきておられます。当然、後期高齢者の方もおられるわけでございますので、私ども広域連合といたしましても、国によります基準に基づいて支援を市町村と協力しながら行っているところでございます。

次に、後期高齢者医療制度についてでございます。

民主党政権では、昨年12月に「高齢者医療制度改革会議」で出されました最終報告を受け、平成25年3月に新制度に移行するとして、現行制度の廃止法案を今国会に提出することといたしておりました。

しかしながら、受け皿となる都道府県との調整もつかず、また野党などの反対も加え、東日本大震災の対応等により、法案の提出そのものがいつになるのか全くわからない状況であるわけでございます。

政治も混迷を来しており、新医療制度へ向けての取り組みにつきましても、「税と社会保障の一体改革」の中で、極めて不明な状況となっております。現行制度廃止の時期も改めて示されていないことから、これまでと同じく現行の制度運営に取り組んでまいりたいと思っております。

本年度中には、平成24年・25年度の保険料率の算定も控えております。

前回は保険料率上昇抑制のための方策が国からいろいろ示されましたが、今回についても前回と同様、保険料率の上昇が見込まれるため、その抑制方策がこれから示されてくるのではないかと考えております。

私も、このたび全国の広域連合で組織いたします全国広域連合協議会の副会長に就任を

いたしました。全国協を通じてお願いするものは強く厚生労働省等にもしっかりと要請をし、また新制度を含めたいろいろな情報も求めてまいりたいと思っております。

さて、本日の定例会でございますが、御審議を賜ります案件は、予算決算関係の案件6件と条例関係の案件3件を提出させていただいております。

詳細につきましては、それぞれ後ほど御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。〔降壇〕

報 告

○議長（則武 宣弘君）

まず、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく平成23年1月、2月、3月、4月、5月分の例月出納検査結果の報告がありました。

事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、広域連合長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の追加議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

追加日程第1 議席の指定について

○議長（則武 宣弘君）

追加日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、ただいまの御着席のとおり指定いたします。

議席一覧表

1	黒 見 節 子	1 0	近 藤 隆 則
2	田 辺 昭 夫	1 1	石 垣 正 夫
3	草 加 信 義	1 2	西 田 孝
4	松 原 繁 之	1 3	
5	磯 田 博 基	1 4	道 上 正 寿
6	井 戸 賢 一	1 5	山 野 通 彦
7	伊 東 香 織	1 6	万 殿 紘 行
8	西 岡 憲 康	1 7	木 下 哲 夫
9	片 岡 聡 一	1 8	則 武 宣 弘

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（則武 宣弘君）

追加日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、黒見節子議員、2番、田辺昭夫議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定について

○議長（則武 宣弘君）

追加日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

追加日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙

○議長（則武 宣弘君）

追加日程第4、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することを決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長に草加信義議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました草加信義議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました草加信義議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました草加信義議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行います。

草加信義議員、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（草加 信義君）〔登壇〕

ただいま議長の指名推薦によりまして副議長に選ばれました草加信義でございます。

議長を補佐いたしまして、公平無私の立場で岡山県後期高齢者医療広域連合議会の運営に、微力ながら努力していきたいと考えておりますので、どうぞ皆さん方の御指導、御鞭撻のほどをよろしく願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

追加日程第5 一般質問

○議長（則武 宣弘君）

追加日程第5、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

2番、田辺昭夫です。

平成23年8月定例会におきます一般質問を行います。

通告を4点いたしておりますので、順次質問させていただきます。

まず、1人当たりの医療費の少ない自治体の研究をぜひしてほしいという点であります。

御存じのように、1人当たりの老人医療費が、一定割合以上低い自治体は、保険料の不均一賦課となっております。他の自治体よりも低い保険料となっております。

岡山県では、西粟倉村が対象となっております。全国でも27の都道府県で、この不均一の保険料を採用しているわけです。

そこで、こうした1人当たりの医療費が低い自治体の実態はどうなっているのか、私は医療費が少なくて済むという状況には、根拠があるというふうに思うわけでありませう。

我が県でいきますと西粟倉村が対象でありますけれども、先ほども道上村長さんにちょっとお話を伺わせていただきましたけれども、大変な御努力をされているというふうに思います。健診率が50%を超えております。広域連合の健診率は10%程度、倉敷でいいますと5.36%ということですから、大変な健診率の高さだというふうに思います。大変な御努力をされているというふうに思いますし、他の医療機関との連携も大変うまくいっている

というふうに話を伺いました。そういった状況をしっかり調査をし、学ぶべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、全国でも、例えば、東京都では日の出町、長野県の安岡村では、同じような保険料の不均一でありますけれども、ここでは75歳以上の医療費の自己負担を無料にしております。お金の心配なしに病院にかかることができるということが、疾病の早期発見、早期治療に結びつき、結局医療費を少なくすることができる。私はこの点は注目すべきではないかというふうに思うわけであります。

これらの点について、連合長はどのような見解をお持ちか、お尋ねをいたします。

次に、医療費の一部負担金の減免についてお尋ねをいたします。

医療費の支払いが困難になった場合、一定の条件を満たせば一部負担金を減免する制度がございます。高齢者の医療の確保に関する法律第69条では、後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別な事情がある被保険者であって、保険医療機関等に第67条第1項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、次の措置を取ることができる。一部負担金を減額すること、一部負担金の支払いを免除すること、こういう制度であります。

しかし、この制度は余り知られていませんし、活用されていないのではないかというふうに思いますが、実態は岡山県広域連合ではどうなっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

厚生労働省は通知を出しております、入院をされている方や、また世帯の収入が生活保護基準以下の方、また預貯金が生活保護基準の3カ月以内のいずれかに該当する世帯が、医療費一部負担金の減免ができるというふうに通知を出しております。この通知を受けて、岡山県の広域連合として制度の周知をしっかりとやって、図っていただきたいと思っておりますけれども、見解を求めます。

通告の3つ目は、後期高齢者医療制度にかわる新制度についてでございます。先ほど連合長からもお話がございました。平成20年4月にスタートいたしましたこの後期高齢者医療制度については、医療費が際限なく上がるという痛みを後期高齢者自らが自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと、時の厚生労働省の官僚の方が発言したように、高齢者を差別してうば捨て山に追い込めようとするものだということで、国民の厳しい批判を受けて、民主党はこれを廃止すると公約をしたわけでありまして。しかしながら、制度の廃止を先延ばしし続けております。

厚生労働省は、昨年12月には新たな制度の具体的なあり方の検討を行うための後期高齢者医療制度改革会議、この最終報告が出されておりました、本来ならば現時点で法律が制定されていないといけないわけでありまして、先ほどお話があったように、いまだ法案が提案されておられません。そもそも提案されて、平成25年から新制度に移行するということでしたから、今法案が提案されないということになりますと、少なくとも2年は先延ばしになると。つまり、どんなに早くしても平成27年度以降に新制度に移行するということになるのではないかというふうに思いますが、そのことについてどのように把握をされているか、お尋ねをしておきたいと思っております。

私は今年の2月の議会で、この新制度の内容についてもこのように申し上げました。後期高齢者医療制度は廃止するけれども、別勘定の国保をつくって、そこに高齢者を囲い込

み、医療費も被保険者や医療費の伸びによって保険料は上がるということですから、現行の後期高齢者医療制度と内容的には変わらないと。装いは新制度に変わっても中身は後期高齢者医療制度の根幹を温存している。また、70歳から74歳の医療費の窓口本人負担を、現在の1割から2割に倍増するという事をねらっておられて、これでは改革ではなく改悪だと。このように申し上げたところであります。

そこでお尋ねをいたします。先ほど連合長は、全国協議会の副会長に就任をされたということでございますので、大変心強く思っているわけでございますけれども、これらの問題点について、連合長はどのようにお感じになっておられるのか、改めてお尋ねをしておきたいと思っております。

通告の最後でございますけれども、後期高齢者健診についてでございます。

疾病の早期発見にとって健診が重要であるということは、言うまでもございません。この点については、何度も私はこの場から訴えてまいりました。健診率の向上を訴えてまいりましたので、また後から議題になります決算認定の質疑でも申し上げたいというふうに思っておりますので、1点だけ広域連合長として、健診率をどのように向上させていくのか、その決意をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

広域連合当局の答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

まず私のほうからは、3項目めの後期高齢者医療制度の新制度についての御質問にお答えをいたします。

昨年末の「高齢者医療制度改革会議」で最終の取りまとめがなされました後に、先ほどあいさつでも申し上げましたように、政府や厚労省においてさまざまな会合の中で議論を行ってきており、社会保障・税一体改革案が6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部において決定をされたところでございます。

また、新制度につきましては、全国協を通じて、全国からのこの制度に対しますいろいろな問題点、さらには厚労省への提言などなどまとめまして、要望をいたしたところでございます。一体改革とあわせて議論されているため、新たには国から示されるものもなく、今現在では新制度へ向けての動きは全く進んでいないのが現状であるわけでございます。危惧をいたしておりますし、そして先ほど申し上げましたように、そういう取り組み等についても情報を早く収集するように、積極的に関係機関にも働きかけていかなければいけない、そして情報を早くキャッチをしていかなければならないと、このように思っております。

個々の内容につきましても、田辺議員の御発言のお考えもございまいしょうが、私どももいたしましても、先ほど申し上げましたような思いを持って、関係機関に要望をしっかりとしていきたいと思っておりますのでございまして、具体的な、ならいつ頃からどういう見通しなのかとか、私の考え方などなどについて御質問がございましたが、今現在では先ほど申し上げましたように、本当に先行きが不透明でございまして、なかなかその辺がわかりにくい面があるわけでございます。と申しましても、先ほどから申し上げておりますよ

うに、積極的に収集してまいりたいと考えておるところでございます。

今後とも御意見や、そして情報につきまして、御協力をお願いしたいと、このように思っておるところでございますし、この議会等でもたびたび御質問をいただいております、そうした問題につきましては、厚生労働省のほうにも提起をしていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

以上、具体的な答えにはなりません、その他の御質問につきましては、事務局長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。広域連合長が御答弁をされたもの以外の項目について、御答弁をさせていただきます。

まず、「1人当たりの老人医療費の少ない自治体の研究を」ということでございます。

平成21年度における1人当たりの医療費は、都道府県別での最高は福岡県の111万円でございます。また、最低は新潟県の72万円となっております。岡山県は92万円で、高いほうから14番目、全国で14番目の位置にあります。

1人当たりの医療費を少なくしていくためには、田辺議員がおっしゃられましたとおり、保健事業を含め医療費の適正化を推進していくことが大変重要であると考えております。

医療費の適正化を進めていく上で効率的な方策につきましては、先ほどの西粟倉村の取り組みの状況とか、その他全国の先進自治体からの情報収集を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、「一部負担金の減免について」でございます。

昨年12月に国の基準改定に伴いまして、当広域連合の一部負担金減免規則を、従前の「一部負担金減免を行うことで、生活保護を要しなくなる者」から「生活保護基準以下の収入かつ生活保護基準3カ月分以内の預貯金額である者」に対象者を変更したところでございますが、生活困窮による一部負担金減免の申請につきましては、現在のところございません。

なお、東北大震災によります転入等につきましては、国の通達等により減免を行っているところでございます。

次に、「健診の充実のために」という項目でございます。

「健診の充実のために」でございますが、岡山県広域連合では、市町村に健診事業をお願いしておりまして、その事業実績に応じて補助金を交付いたしているところでございます。

岡山県における後期高齢者の健診率は低迷をいたしておりまして、広域連合におきましても危機感を持っている状況でございます。そこで、今年度、新たに多くの市町村が健診を開始する時期に合わせて、7月上旬に受診勧奨の新聞広告を行っております。新聞広告により、被保険者の受診意識の高揚が図れたらということで、新聞広告を行ったところでございます。

また、広域連合が参加する岡山県保険者協議会及びその事務局である岡山県国民健康保険団体連合会では、合計195回にわたるテレビ広告や4回の新聞広告を行っております。

このような事業と連携を図りながら、今後とも広域連合としての広報を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

以上で御答弁を終わります。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

御答弁いただきましてありがとうございます。数点再質問させていただきます。

まず、医療費の一部負担金の減免についてですけれども、先ほどお話があったように申請がないという状態でございます。制度としてありながら申請がないというのは、いかに広報がきちっと行き届いていないかというふうに思いますので、これはしっかり機会あるごとに広報していただきたいと思います。これについて御答弁をいただきたいと思います。

それから、健診について、後で質疑で言おうと思ったんですけど、一般質問で言っていますのでちょっと言いますが、実は厚生労働省がこの12月の最終報告取りまとめの中で、健診については「努力義務」から「義務」にするというふうに言っております。ですから、今の「努力義務」というのが問題だということを、厚生労働省のほうで認識をしているんだろうと思うんですけども、そういう中で健診については、各広域連合において受診率向上計画を策定し、着実な取り組みを進めることとしてほしいということで、向上計画をつくりなさいという指示を出したというふうに聞いておるんですけども、そういう取り組みが要るのではないかと思います。実際どうなっているのかということについてお尋ねをいたしたいと思います。これは、厚生労働省のほうからそういう通達が出ているというふうに思います。

それから最後ですけれども、保険料の不均一の問題やお尋ねをしたのは、実は今度保険料の算定に当たって、平成24年度、平成25年度の保険料を平成23年度のうちに決める。本来ならばそれで終わっているはずなんです。平成24年度の保険料を決めれば多分よかったですけども、法律が提案されていけませんからずるずる延びますので、そうすると平成24年、平成25年の保険料を決めなければいけない。多分平成26年度、平成27年度の保険料も決めなきゃいけないということに多分なるだろうというふうに思うんですね。その際に、やはり私は各市町村のいろいろな実情、医療費を抑制するためのいろいろな取り組みをされていることも含めて、やはりしっかり研究する必要があるということをお願いしたかったです。そのためにも、これは何回も申し上げているんですけども、なかなか前に行かないんですけども、やはり私はこの議会だけでやるのは非常に無理があると思う。ですから、運営協議会的なものをつくるべきだということを繰り返し申し上げてきているんですけども、中国5県の中では全然、岡山県だけがないという、ほかの4県は全部あります。私も各県の議事録を読ませていただいたら、やはり運営協議会だとかそういう審議会とかで、いろいろな保険料についてもいろいろ議論をして、健診について議論をして、そのことがちゃんと議会へ出てくるということになるわけですから、それはぜひ必要だということを改めて感じております。もう来年、再来年でなくなるということであれば、今さら言ってももういけんということになりましたけども、しかしこれが延びていくわけですから、改めてそういう関係団体の方々の意見を聞き、そしてその方々と一緒に運営をしていくということの仕組みづくりを、ぜひ着手していただきたいというふうに思います。

ども、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（則武 宣弘君）

答弁を求めます。

はい、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

事務局長です。

田辺議員の再質問について、3点をいただいております。順次御回答させていただきたいと思っております。

まず、一部負担金の広報についてでございます。

現在、一部負担金については、改めて強く広報している状況では、確かにございません。そういった中で、こういった方法が広報をするにしてもよいのかというものも含めて、少しほかの広域連合の状況等をお聞きしながら、研究をしてまいりたいというふうに思います。このことがどういう成果になるのかというのも含めて、研究してまいりたいと思います。

次に、健診についての向上計画の策定の問題でございます。

向上計画の策定は、現在のところ、まだそこまでやっていないというのが状況でございますが、健診につきましてはこれまでも田辺議員からたびたび御質問もいただきながら、御答弁をさせていただいております。岡山県の健診の方法につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、市町村が行った事業に対しての補助事業ということで取り組んでまいってきているところでございます。これは、これまでの田辺議員の御質問の中で県内統一で同じようにやったほうがいいのではないかとといういろいろな、そういった意味の御質問がこれまでもいただいておりますけれど、岡山県の実情といたしましては、それぞれ市町村ごとにこれまで取り組んできた経過、あるいはそれぞれ市町村が後期高齢者に対する健診以外にもそれぞれの政策として取り組んできております健診事業という位置づけがございます。それからもう一つ、それぞれ市町村が抱えている財政状況の問題とあわせて地域ごとに医師会等と協議しながら、現実に運営をしているという状況がございます。

そういった中で、今回の昨年度の受診率の高いところ、いろいろお聞きいたしましたところ、愛育委員さんが被保険者、いわゆる健診を受けるようにということでかなり動いて活動されているところについては、実際いい成果が出ているところがあります。ただ、実際それだけが成果が上がったということではなくて、高いところはそういった形でいろいろ取り組んできておるところもあります。

また、全国的に見ても、先ほどちょっと言いました福岡県が非常に高いんですが、新潟県が非常に安い。いわゆる東北あるいは北陸、中部というのが、実際に1人当たりの医療費というのは低くなっております。あわせて反対に中四国、九州、関西も含めてですけれど、そういったところが非常に医療費が高くなっているという、いわゆる全国的な地域の差というの、現実にございます。こういったところの、先ほどの答弁でもちょっと触れさせていただきましたが、やはりそういう低いところの情報等の積極的に取り入れながら、広域連合として市町村にこうしてくださいということではできませんが、こういったいい情報がございますというふうな情報提供を、それぞれ市町村のほうに行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の保険料の算定の問題から運営協議会の御質問でございます。

確かに現在のところ、全国47広域連合の中でも、岡山県、それからもう1県、2県だけだったと思いますが、実際に設立をしていないところというのは、確かに現実としておっしゃられるとおりであります。

また、先日の議会でも御答弁させていただきましたが、制度そのもののいわゆるおしまいが、先般の議会の中では平成25年度末の3月から新制度に移行というふうにはっきり厚労省、国のほうから明確に出ておりましたので、残りあとわずかということで、そのような御答弁をさせていただいたとおりでございます。

今現在、この制度がいつまで存続するかということが、非常に不明確なところがございますので、2年なのか4年なのか、あるいはもっと長くなるのか、そういった状況はある程度見詰めていかなければいけないと思いますが、たちまち2年で制度がなくなるような状況が想定されますので、そういう部分も含めて、ちょっと考えてみたいというふうに思いますので、設立までたどり着けるかどうかというのは、これから研究をさせていただいて、今後の制度の廃止まで、実際にどの程度かというのを、国のほうに強く情報を求めながら、あわせて考えていきたいというふうに思いますので、大変申し訳ございませんが、そういう状況で研究をさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（則武 宣弘君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

運営協議会のことについては、議会でも趣旨採択をされているということもございませし、それから全国の中でされていないのは2県と。もう一つは和歌山ですね、そうですね。だけということになると、これは問題だと思ふんですね。そういう意味では、今からでも、あと2回ぐらいは最低でも保険料の算定をしていかないといけないということになるわけですから、これは前も検討するというお話でしたけど、また考えるということではなく、これはぜひそういう方向で取り組んでいただきたい。これはできれば連合長にお答えをいただければというふうに思っております。

それから、健診については、厚労省が広域連合において受診率向上計画を策定しなさいというふうに出ているんです、文書が。それは多分届いているはずですね。つまり、今お話しした各自治体に委託をしているから自治体の努力によって、広域連合は何も言えないというお話でしたけれども、広域連合においてそういう受診率向上計画を策定するというふうにしているわけですから、これは策定しないといけないんです。そこをきちっとしたお答えをいただきたいというふうに思っております。

○議長（則武 宣弘君）

当局の答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）

田辺議員の再々質問にお答えをいたします。

2月の議会でも申し上げましたように、もうそのときには平成25年から新しい制度がスタートするというところでございましたので、そういう状況の中で運営協議会を立ち上げて

もいかなものかというふうに思っておりました。しかし、先ほどから申し上げておりますように、本当にこの新しい制度にいつ移行されるのかというのも今不透明でございますので、よその状況も今答弁で申し上げたとおりでございます。具体的にどういう形でやるかということ、早急に協議をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

そして、後ほど向上計画については、また事務局長のほうから御答弁申し上げますが、私は健診というのは後期高齢者だけでなく、国保においても健診というのは極めて健康を維持管理していく、医療費の抑制などなどに大変重要であるというふうに思っております。それが「努力義務」から「義務」ということになるというのは、私はいい方向に方向性としては進んでおるというふうに思っております。そういう方向にぜひとも進んでいくようにし、これからも強く働きかけていきたいというふうに思っております。

その向上計画の具体的なものにつきましては、事務局長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

事務局長です。

向上計画についての再々質問に御答弁申し上げます。

私自身のちょっと勉強不足の部分かと思っております。改めてこの向上計画の策定の義務というんですか、策定をしなければならないというのは、改めて見させていただきます。

ただ、先ほど言いましたように、この健診につきましては、市町村に全くお任せをしているという状況では、現在のところ、そうではございません。

現実にはいろいろ市町村と協議をしながら、あるいは向上計画といいましょうか、健診の計画等については、いろいろ知恵を出し合いながら市町村と協議を行い、情報等を出して、お願いするべき部分はお願いし、先ほど言いましたとおり意識を被保険者の方に持っていただくために、広報活動を積極的に取り組んでいこうというふうな形で、現在取り組んでおります。そういったところもございますので、全く市町村にお任せをしているという状況ではございませんが。

申し訳ございません。一応受診率向上計画、平成 23 年度は策定をさせていただいております。申し訳ございません。私、ちょっとしっかり勉強していなかったのも、大変申し訳ございませんでした。そういう位置づけの中で取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（則武 宣弘君）

以上で田辺議員の質問を終わります。

次に、1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）〔登壇〕

失礼します。1 番、黒見です。

先ほどからいろいろと答弁の中で出ておりましたことと重なりますけれども、質問させていただきます。

「高齢者医療制度改革会議」最終とりまとめについてのお尋ねです。

昨年 12 月 20 日にまとめられて、その後半年が経過をしました。先ほど広域連合長のご

あいさつの中にも、そして田辺議員のお答えの中にもありましたので、今までどおりなのかというふうに思いましたけれども、4点お尋ねさせていただきます。

1点目です。重なってしまいましたら、そのところは適宜お答えいただければと思います。

国での現在の取り組み状況、今後の予定を把握しておられましたらということで、先ほどお聞きしましたので、1番のところ、それは結構でございます。

最終とりまとめのⅢのところ、『新たな制度の具体的な内容』の2に、「国保の運営のあり方」というところがあります。そしてその(1)に、「国保の構造的課題への総合的な対応」というのがございまして、その中の3点目のところに、「国保の財政運営の都道府県単位化を進めていくことが不可欠である」というふうにされております。

岡山県の作業状況はどのようになっているのだろうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、同じような質問になりますけれども、同じ「国保の運営のあり方」の中の(4)、「第一段階における運営の仕組み」、その中に「ア」というのがありまして、「事務の分担等」というのが9項目ありまして、その8点目のところに、「地域の実情に応じ、自主的な判断によって地方自治法に基づく広域連合を活用することや市町村の事務の一部を都道府県が行うこととすることも考えられる」というふうにあります。

私は、この広域連合が県のほうに移行するのだというふうに思っておりましたので、どうなのだろうというふうに思いましたが、改革会議の検討段階もそうではなかったらどうかと。県が担当するという方向が強かったのではないかとこのように思っておりますけれども、先ほどのどちらとも取れるようなこの一文の意味をどういうふうに判断をしておられるのだろうかということをお尋ねしたいと思います。

岡山県の反応は、何らかの形でありましたでしょうか。

それから次は、少し中身そのものというよりも、別のところになるかと思っておりますけれども、同じ『新たな制度の具体的な内容』のようなところに、「第一段階における運営の仕組み」というところがありまして、その6点目に、「国民健康保険団体連合会等を」と書いてありまして、「国民健康保険団体連合会等を最大限活用できるようにする必要がある」という記述がございました。

国民健康保険団体連合会について、少しお尋ねしたいと思います。実は、レセプト点検1件当たりの手数料が、昨年も減額をされていたということで、その辺のことを認識しているんですけども、国保連の会計のことを少しお尋ねしたいんです。国保連については、いろいろ情報を読みましたが、会計報告は一体、国保連の会計報告はどこでされることになっておりますでしょうか。そこを教えてくださいたいと思います。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

黒見議員さんの御質問にお答えをいたします。

「高齢者医療制度改革会議」の最終とりまとめについての関連の質問でございますので、一括して答弁をいたします。

田辺議員さんの御質問にも一部御答弁をいたしておりますとおり、現在の状況は特に進展したものではございません。

したがって、新制度への移行につきましては、当初の予定からは大きくずれ込むことが予想されますが、今後の予定は現在のところ、申し訳ございませんが、なかなか判断がつかないという状況であるわけでございます。

そういう状況でございますが、私どもいろいろと全国後期高齢者医療広域連合協議会などなど厚労省のいろいろな説明を聞いています段階では、新制度の運営主体は都道府県という方向性は出されておるが、それが知事会との話というものも最終的に煮詰まってないという状況はお聞きをいたしておるところでございます。国はそういった考えを持って進めておるといってございませぬ。

さらに、先ほど申し上げました全国後期高齢者医療広域連合協議会の中でも、新制度に対する重点的な要望といたしまして、その中に新制度の運営主体は既に医療費適正化等の見識及び実績を持つ都道府県とし、そして運営主体は都道府県とする中で、その中で市町村の役割はどういう部門をやるのか、その辺を具体的に明確化をぜひともしてほしいと。

そして、全年齢の都道府県単位化への道筋をぜひとも示してほしいと、こういうふうな要望も強くいたしておるところでございます。

さらに、岡山県の市長会といたしましても、町村会もそうであるというふうに思っておりますが、こういった広域連合、さらには国保運営等についても、県でもぜひとも運営主体になってもらうようになるようにと、こういうふうなことを要望いたしておるところでございますが、最終的には財政負担の問題等、全国知事会と、そして国との協議、そういうことが最終的にこれから進んでいくものと思っておりますし、具体的な作業や運営方法など、検討が始まるものと考えておりますし、その辺も十分注視しながら、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたような考えを持って、ぜひとも都道府県の運営主体になるようにということに要望してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長です。

連合長御答弁以外の項目について、答弁をさせていただきます。

国保連の主体者あるいは会計報告などどうなっているかという項目でございます。

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法の規定に基づき、市町村及び国民健康保険組合が共同して設立、設置している公法人でございます。その運営主体は理事会でございます。多くの理事は県内市町村の首長の中から選任をされておられ、現在の理事長は久米南町長さんでございます。

事業計画や予算・決算につきましては、理事会承認の後、構成する会員、主には市町村でございますが、会員による総会で決定されておられます。その際に会計報告などを当然なさっておられます。

なお、広域連合は国保連の会員ではございませんので、総会等の出席はございません。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

改めてお答えをいただきまして、ありがとうございました。

先ほどの新制度のことなんですけれども、新制度の動きも、要望書を出したりとか調整をされているとかということ、これからも動きが出てくると思いますが、県独自の課題となるということも思いますし、それから全員が関係してくる国保という見直しのこともかかわってくるというふうに思いますので。

それともう一つは、後期高齢者だけではなくて若年者の方たちへの負担もかかわってくる大きな問題だと思います。ぜひ、慎重な論議をしていかなければいけないと思いますので、それぞれの団体とかそれぞれの団体機関で、これからも論議を続けていかなければいけないと思います。また、情報をいろいろな場所で伝えていただけるとありがたいと思います。

それから、国保連のことですけれども、ありがとうございました。理事会に出されると、それから総会にも出されるということで、わかりました。お金の流れが透明性を持つということはとても大事なことだと思いますので、少しわかりました。ありがとうございました。

それでもう一つ、ちょっと教えていただきたいのは、「国民健康保険団体連合会等」と書いてあって、その「等」は、ほかにはどんなような団体が考えられるのでしょうか。もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

「等」の部分でございますが、現在レセプトの点検等を市町村あるいはいろいろな社会保険等々含めて、法律では国民健康保険団体連合会とそれから支払基金、こちらのほうでレセプト点検を、一次点検のほうをするようになっております。したがって、そういったところを含めて活用をしていこうというのが、恐らく趣旨ではないかというふうに想定されます。

レセプトの二次点検につきましては、いろいろ民間でされて請け負ってやられるところというのがあるわけなんですけれども、一次点検については法律でそちらでやるようになっておりますので、そういったところの活用ということを念頭に入れたものというふうに、私どもは理解しております。

以上です。

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

ありがとうございました。

ということは、連合会とかそういうどこかの団体に特化して、そのところと直接に、はっきり言うと枠の中だけでしているわけではなく、いろいろな民間もあり、ほかの組織もありということになるわけでしょうか、レセプト点検は。

手数料の問題とかお金が流れていく問題があるので、組織になっているという、いろいろな団体があるということですね。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

先ほどお答えいたしましたとおり、レセプトの点検につきましては、一次点検と二次点検、2回点検をしております。二次点検のほうについては、先ほど言いましたとおり民間で請け負っている会社というのがあるんですけど、一次点検については先ほど言った国民健康保険団体連合会と支払基金、こちらのほうでやっているという状況でございます。

この活用というのは、いわゆる運営を指すという意味ではないと思います。当然運営につきましては、県のほうが主体となって市町村ということで、その中で広域連合をどうするかという問題というのはあると思うんですが、そういった中で、例えば、国民健康保険団体連合会にぼんと全部出してしまうということではなくて、そういったところ、いろいろなところを活用しながら、県を中心にやって運営をしていくということというふうに思っております。

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告を受けました一般質問は、すべて終了いたしました。一般質問を終わります。

ここで、5分間の休憩をいたします。

午後 2 時 29 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

○議長（則武 宣弘君）

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

追加日程第 6 議案第 8 号、議案第 9 号及び議案第 10 号

○議長（則武 宣弘君）

追加日程第 6、議案第 8 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号））」から、議案第 10 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））」までの議案 3 件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 8 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号））」以下 3 件の補正予算につきましては、保険給付費等の最終見込みによる国県市町村や支払基金からの交付金

の確定などに伴う増減額でございます。

議案第9号「平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、拠出金納付のため平成23年3月7日に、その他の2件は平成23年3月30日に専決処分を行ったものでございます。

あわせて、議案第10号「平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」では、高額介護合算療養費勧奨通知書等作成事業につきまして、通知送付時期の関係から年度内の委託事業が完了しないため、繰越明許を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

補足の説明をさせていただきます。

議案第8号「平成22年度一般会計補正予算（第2号）」は、補正予算書1ページの第1条のとおり、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ11万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,768万円とするもので、平成23年3月30日に専決処分いたしております。

本補正予算は、保険料不均一賦課について、不均一賦課に対する国及び県の負担金が減額となったものでございます。

議案第9号「平成22年度特別会計補正予算（第3号）」は、補正予算書1ページの第1条のとおり、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,281億1,898万1,000円とするもので、平成23年3月7日に専決処分いたしております。

この予算は、レセプト1件当たり400万円を超える特別高額医療費の財政支援を目的に、全国の広域連合で設置した基金に当年度の拠出額の確定による拠出金等を追加するものでございます。

次に、議案第10号「平成22年度特別会計補正予算（第4号）」は、補正予算書1ページの第1条のとおり、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ41億6,808万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,239億5,090万円とするもので、平成23年3月30日に専決処分いたしております。

補正予算の主なものについて御説明いたします。

まず、歳入でございます。第1款市町村支出金7億円余の減額は、保険料等負担金の確定見込みによるものでございます。

第2款国庫支出金4億円余の追加は、調整交付金等の確定見込みによるものでございます。

第3款県支出金7億円余の減額は、保険料率抑制のための県財政安定化基金の交付が不要となったことなどによるものでございます。

第4款支払基金交付金12億円余の減額につきましても、交付金等の確定見込みによるものでございます。

第7款繰入金20億円余の減額は、療養給付費等の見込み額に伴う後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入金の減額などでございます。

次に、歳出でございますが、第2款保険給付費28億円余の減額は、医療給付費が見込みより伸びない見込みとなったものなどによるものでございますが、高額療養費につきましては見込み額以上の伸びとなり、2億円余を増額するものでございます。

第3款保健事業費1億円余の減額は、健康診査事業の市町村補助額の確定により減額するものでございます。

第6款基金積立金7億円余の増額は、現行料率2年目に当たる次年度への財源等として基金に積み立てるものでございます。

第8款予備費19億円余の減額は、財源調整によるものでございます。

補正予算書4ページの繰越明許費は、第1款総務費中、高額介護合算療養費勸奨通知書等作成事業として、103万5,000円を繰越明許するものでございます。

これは、2月と3月の申請分については、4月及び5月に決定通知書を送付することとなるため、契約を延長し、翌年度に繰越明許するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第10号までの議案3件については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第8号から議案第10号までの議案3件について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより、議案第8号から議案第10号までの議案3件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程第7 議案第11号及び議案第12号

○議長（則武 宣弘君）

次に、追加日程第7、議案第11号「平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会

計歳入歳出決算」及び議案第 12 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 11 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、議案第 12 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、その概要を御説明を申し上げます。

まず、一般会計は、広域連合組織運営のための経費でございます。

決算書 20 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 6,767 万 9,000 円に対し、歳出総額 6,595 万 4,000 円となり、差引額 172 万 5,000 円が実質収支額となっております。

次に、特別会計でございます。特別会計は制度運営のための予算でございます、そのほとんどの歳出は、保険給付事業に要する費用でございます。

決算書 46 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 2,240 億 7,725 万 6,000 円に対し、歳出総額 2,239 億 573 万 4,000 円で、差引額 1 億 7,152 万 2,000 円となり、繰越明許費繰越額 103 万 5,000 円を繰り越し、実質収支額 1 億 7,048 万 7,000 円となっております。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御認定をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。

補足して説明を申し上げます。

議案第 11 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」について、歳入歳出決算書並びに決算附属書により御説明いたします。

一般会計は、広域連合組織の運営のための経費でございます、財源は主に市町村からの負担金でございます。

まず、歳入は 2 ページのとおり、予算現計 6,768 万円に対し、収入済額は 6,767 万 9,028 円、収入未済額はございません。

続いて歳出でございますが、4 ページのとおり、予算現計 6,768 万円、支出済額は 6,595 万 3,938 円、不用額は 172 万 6,062 円となっており、執行率は 97.45%でございました。

事項別明細書により歳入、歳出の主なものを御説明いたします。

8 ページをお開きください。

歳入の主なものは、第 1 款分担金及び負担金で、予算現額 6,300 万円余に対し、収入済額は同額の 6,300 万円余で、事務的経費の市町村負担金でございます。

12 ページをお願いします。

歳出の主なものは、第 2 款総務費で、予算現額 6,400 万円余に対し、支出済額は 6,300 万円余、執行率 98.29%で、広域連合組織を運営する総務課職員の職員派遣負担金等でご

ございます。

20 ページ「実質収支に関する調書」でございますが、歳入総額 6,767 万 9,000 円、歳出総額 6,595 万 4,000 円、歳入歳出差引額 172 万 5,000 円で、実質収支額は 172 万 5,000 円となっております。

続きまして、議案第 12 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、御説明いたします。

22 ページをごらんください。

歳入は、予算現計 2,239 億 5,179 万 5,650 円に対し、収入済額は 2,240 億 7,725 万 5,703 円、収入未済額はございません。

24 ページでございます。

歳出は、予算現計 2,239 億 5,179 万 5,650 円で、支出済額は 2,239 億 573 万 3,998 円、翌年度繰越額 103 万 4,250 円、不用額は 4,502 万 7,402 円となっており、執行率は 99.98% でございました。

事項別明細書により歳入、歳出の主なものを御説明いたしますので、28 ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、第 1 款市町村支出金は、予算現額 365 億円余に対し、収入済額は 366 億 2,000 万円余でございます。制度運営のための事務費負担金、市町村が徴収する保険料等負担金、療養給付費負担金でございます。

なお、保険料の市町村における実質的な収納率は、現年収納率 99.23%、滞納繰越分 33.88%、合計 98.38% で、2 億 4,000 万円余の収入未済額となっております。

第 2 款国庫支出金は、予算現額 728 億 2,000 万円余に対し、収入済額は同額でございます。国庫負担金として 12 分の 3 の定率負担の療養給付費等負担金、レセプト 80 万円を超える高額医療費負担金、特別軽減措置財源補てんのための高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金でございます。

また、国庫補助金としては、財政調整に伴う普通調整交付金等でございます。

第 3 款県支出金は、予算現計 180 億 6,000 万円余に対して、収入済額も同額となっております。国庫と同様、12 分の 1 の定率負担の療養給付費等負担金、高額医療費負担金等でございます。

第 4 款支払基金交付金は、現計予算 910 億 6,000 万円余、収入済額も同額でございます。若年者層からの支援金でございます。

飛びまして、第 7 款繰入金は、予算現計 49 億 6,000 万円余、収入済額も同額でございます。国県等の療養給付費等負担金額の決定による償還財源、特別軽減措置財源及び特別対策事業分について、それぞれ当該基金から繰り入れたものでございます。

第 8 款諸収入、現計予算 2 億 3,000 万円余、収入済額も同額で、交通事故等による第三者納付金などがございます。

第 9 款繰越金、現計予算 2 億 4,000 万円余、収入済額も同額で、前年度繰越金でございます。

続きまして、36 ページ、歳出でございますが、その主なものは、まず第 1 款総務費は、予算現計 5 億 3,000 万円余に対し、支出済額はほぼ同額の 5 億 2,000 万円余、100 万円余を繰越明許いたしまして、不用額は 1,000 万円余となり、執行率 97.47% で、この予算は

後期高齢者医療制度運営のための経費でございまして、電算委託料、市町村から派遣されている職員の職員派遣負担金などでございます。

次に、第2款保険給付費は、予算現計2,170億9,000万円余に対し、支出済額も同額となっております。医療機関に支払う医療費である療養給付費、訪問介護療養費、レセプト点検に要する審査支払手数料などの療養諸費、さらに高額療養、高額介護合算療養の高額療養諸費、葬祭費のその他医療給付費でございまして。

第3款県財政安定化基金拠出金は、予算現計1億5,000万円余、支出済額も同額で、県財政安定化基金への拠出金でございまして。

飛びまして、第6款基金積立金は、予算現計24億6,000万円余、支出済額24億4,000万円余で、療養給付費等負担金精算並びに特別軽減措置財源及び特別対策事業分について、それぞれ当該基金に積み立てを行ったものでございます。

第7款諸支出金は、予算現額35億5,000万円余、支出済額35億4,000万円余となっており、平成21年度分療養給付費等負担金精算のため、国県市町村並びに支払基金に返還するための償還金などでございます。

46ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の「実質収支に関する調書」でございまして、歳入総額2,240億7,725万6,000円、歳出総額2,239億573万4,000円、歳入歳出差引額は1億7,152万2,000円となっており、翌年度への繰越明許費繰越額が103万5,000円で、実質収支額1億7,048万7,000円となっております。

48ページ「財産に関する調書」につきましては、記載のとおりでございまして。

以上で決算関係の説明を終わります。御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明を終わりました。

お諮りいたします。

議案第11号及び議案第12号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第11号及び議案第12号について、質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議案第12号の特別会計の歳入歳出決算について、簡潔に2点の質疑と1点要望をさせていただきます。

1つ目は、収納率についてですけれども、現年が99.23%、それから繰越滞納分が33.88%、合計で98.38%ということで、普通徴収の方々が保険料を納めてないという実態があるわけですけれども、これについてどのように把握をしているのか。滞納されている方の所得階

層別の内訳がわかれば、それも含めてお答えいただきたい。

2点目は、資格者証、それから短期保険証の市町村ごとの発行状況はどうなっているのか、お示しいただきたいと思うんです。

最後に要望ですけれども、健診のことについてでございます。これについては、一般質問でも申し上げましたので、御答弁は要りませんけれども、この今回の決算についても、決算で言いますと2億5,200万の予算で1億4,500万円減額をするということですから、当初予算から見て、実態として健診が進んでないということは明らかになっているわけですから、この点についてはしっかり受け止めていただいて、全体で10%程度の健診率を。

私が聞きますとさいたま市なんかは27.6%とか、高いところはたくさんあるわけです。そういう意味で、先ほど連合長のほうからしっかりこれをやっていかなければいけないというお話もございましたので、ぜひ御努力をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

広域連合当局の答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

議案第12号についての御質問、2点について御答弁をさせていただきます。

まず、保険料を納められない高齢者の実態をどのように把握しているか、保険料の所得階層別の収納率・滞納者数はどうかという御質問でございます。

被保険者の方に納めていただく保険料の徴収につきましては、市町村がその業務を担当しているために、広域連合としては滞納状況を含め、その個々の実態は把握いたしていないのが実情でございます。

また、所得階層別の収納率についてでございますが、均等割軽減のない区分では99.21%、被扶養者軽減の適用を受け、9割軽減となる被保険者の収納率は99.72%など、軽減割合が高いほど収納率は高くなっているという傾向でございます。

次に、短期保険証・資格証明書の市町村ごとの発行状況はどうかという御質問でございます。

資格証明書につきましては、国の方針により極めて厳格な運用が求められておりまして、当広域連合はもとより、全国の広域連合においても1枚も発行されていないというふうに認識いたしております。

また、短期被保険者証の発行状況でございますが、本年の年次更新は8月1日、本日となっておりますので、正確な発行数は現在集計中でございます。7月22日時点の概算集計によりますと、短期被保険者証の発行は143人というふうになっております。

なお、短期被保険者証の発行に当たっては、医療機関での受診抑制とならないよう、更新期日の本日8月1日までには、被保険者の手元に届くことを市町村に依頼しております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

それでは続きまして、1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

1番、黒見です。

議案第12号について質問いたします。

特別会計の歳出、保健事業費の中の健康保持増進事業費について、2点お尋ねをいたします。

1点目ですけれども、先ほど要望として出されていましたが、1,196万円のことで、保健事業費の健康保持増進事業費が1,196万円、不用額になっているということで、受診してほしいということ、それぞれの市町村は努力をしておられるのではないかとというふうに思いますけれども、なぜこの不用額が出たかという、そのことについて、広域連合としてはどう分析をしていらっしゃるのでしょうかということ。

それから2点目は、同じ健康保持増進事業費にかかわって、決算審査意見書の中を見ますと、参考というところに各市町村健診受診者数の状況というのがございます。その受診率20%を超えている市町村が9市町村あるというふうに見ました。集団健診、個別健診両方で受診している、両方とも受診があるのが新見市、鏡野町、吉備中央町、集団健診のみで受けているのが美作市、里庄町、奈義町、西粟倉村、美咲町というところで、個別健診のみの受診者は真庭市だけになっていました。

各市町村で受診率を上げていくこと、そして1人でも多くの方に受診してもらえるように努力をされているというところで、各自治体によって合併前、それから現在の状況も関係があるのではないかと。市町村のありようとか、その町が持っている文化とか医療に対しての考え方とか、そんなところが関係してくるのではないかとというふうには思うんですけれども、この受診率について、それぞれの違いをどんなふうに思っているだろうかというところをお聞きしたいと思います。

また、各自治体の取り組みで、紹介できる取り組み、こんなことをやってみたら受診率が上がったとかいうようなことがありましたら、また担当者会でそのような情報交換が行われているということがありましたら、教えていただければありがたいです。

それから、「主要な施策の成果に関する報告書」の主要な事務事業の説明の中から、2点質問をさせていただきたいと思います。

報告書の6ページなんですけれども、総務費、総務管理費の説明欄の中に、保険者機能強化事業の実施というところがございます、アンケート郵送代4,320円というのがありました。金額は、ほかの金額が何億、何千億というのがありますので随分小さい金額なんですけれども、一方的な行政からの事業実施が多い中で、アンケートを送られているということがあるのだというふうに思いました。どのようなアンケートだったのでしょうか。また、結果が教えていただけましたらありがたいと思います。

それから4番目なんですけど、同じ6ページの総務管理費の中の特別対策事業、負担金補助及び交付金についてというところでお尋ねいたします。

交付状況というところで、特別対策に関する広報の実施などというところで4市、それから長寿・健康増進事業の実施で5市町村が事業をしておられるというのがわかりました。事業内容をお教えてください。

以上、よろしく申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

当局の答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

黒見議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、健康保持増進事業費の不用額、あるいは20%を超えている市町村の推進方法、運動についての御質問でございます。

これまでの議会でもたびたび御質問をいただいております、私どもも市町村と協力し、健診率の向上を目指し、周知広報に努めてまいりましたが、残念ながら健診率は下がってしまい、予算も不用額が出たものでございます。

健診事業は、市町村が健診の期間、受診の方法など、被保険者の方々の利便性を考慮しながら行っておりまして、結果、受診率も市町村ごとに違っているものでございます。

今後とも市町村と協力しながら、効果の上がる広報活動に取り組むとともに、市町村相互の情報交換などに努めてまいりたいと考えております。

なお、直接健診事業ではございませんが、健康保持の効果が期待される肺炎球菌ワクチン接種事業の助成につきまして、今年度の特別対策事業として検討いたしているところでございます。

次に、保険者機能強化学業の中のアンケート郵送の内容と結果についてでございます。

御質問のアンケートにつきましては、昨年5月に国において行った「新たな高齢者医療制度についての意識調査」でございまして、国からの委託事業として実施し、必要経費についての補助を収入いたしております。事業内容は、広域連合で無作為に抽出した36人の被保険者に対して、アンケート用紙の入った封書を送付したもので、その回答先は厚労省となっております。当広域連合では集計はいたしておりません。

この集計結果につきましては、高齢者医療制度改革会議の中間取りまとめに際しての資料として説明をされております。厚生労働省のホームページ「第9回高齢者医療制度改革会議資料」の中に掲載されております。

次に、特別対策事業の「補助及び交付金」で実施した市町村の内容はということでございますが、平成22年度特別対策補助金の交付状況につきましては、周知広報事業としての保険料納付や口座選択制などを周知するための広報チラシなどの作成、送付、並びに健康増進事業として人間ドック等受診の助成に対して補助いたしております。

当事業は、国の特別調整交付金の対象事業でございまして、国の交付要綱に基づく事業を対象といたしております。

平成23年度要綱はまだ決まっておりますが、昨年度の内容を前提に、現在計画しているところでございます。

また、先ほど御答弁いたしました、肺炎球菌ワクチン接種に対しても交付対象として、現在検討いたしているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより、議案第 11 号及び議案第 12 号を採決いたします。

まず、議案第 11 号について、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 12 号について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（則武 宣弘君）

全員起立であります。よって、議案第 12 号は原案のとおり認定することに決定しました。

追加日程第 8 議案第 13 号「平成 23 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

○議長（則武 宣弘君）

追加日程第 8、議案第 13 号「平成 23 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 13 号「平成 23 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の補正予算につきましては、平成 22 年度の療養給付費等負担金額の確定による国県等精算のための返還金等を計上をいたしましたものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

補足の説明をさせていただきます。

議案第 13 号「平成 23 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）」でございますが、補正予算書1ページをお開きください。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億8,172万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,356億502万7,000円といたしております。

この補正予算の主なものについてご説明をいたします。6ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて、第1款市町村支出金1億円余を追加するものは、過年度分の療養給付費精算のため、療養給付費負担金を追加するものでございます。

第7款繰入金12億3,000万円余の追加につきましては、療養給付費負担金等の過年度分精算による償還金財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れを行うものでございます。

歳出の主なものでございます。第6款基金積立金1億4,000万円余の追加につきましては、償還金財源として基金に積み立てを行うものでございます。

第7款諸支出金12億3,000万円余の追加につきましては、平成22年度療養給付費等負担額の確定に伴い、国県市町村並びに支払基金に精算返還するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第13号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第13号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第9 議案第14号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例）」

○議長（則武 宣弘君）

次に、追加日程第 9、議案第 14 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 14 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、人事院規則の改正に伴う関連条文を改正するものでございます。

改正項目は、県内市町村から派遣されている職員の超過勤務が、月 60 時間を超えた場合における時間外勤務手当の積算の基礎を改めるものでございます。

平成 23 年 4 月 1 日施行でございますので、平成 23 年 3 月 28 日専決処分いたしましたものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 14 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定しました。

議案第 14 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第 10 議案第 15 号及び議案第 16 号

○議長（則武 宣弘君）

次に、追加日程第 10、議案第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例」及び議案第 16 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」以下 2 件の議案につきましては、去年の人事院勧告、人事院規則の改正に伴う関連条文並びに、文言の整理のため改正をするものでございます。

議案第 15 号につきましては、職員の超過勤務が、月 60 時間を超えた場合における時間外勤務手当の積算の基礎、期末・勤勉手当の支給割合の調整等の条文の改正、議案第 16 号につきましては、勤務時間の定義や介護休暇の給与減額に関する内容等を条文に追加するものでございます。

人事院勧告では平成 23 年 4 月 1 日施行となっておりますが、当広域連合では該当の職員がおりませんので、御議決をいただいた後に公布施行いたしますものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 15 号及び議案 16 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 15 号及び議案 16 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより、議案第 15 号及び議案第 16 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号及び議案第 16 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変に御苦勞さまでございました。

午後 3 時 19 分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	田辺昭夫	○一人当たりの老人医療費の少ない自治体の研究について ○一部負担金の減免について ○後期高齢者医療制度「新制度」案について ○健診の充実について
2	黒見節子	○「高齢者医療制度改革会議」最終とりまとめについて

議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第12号	田辺昭夫	平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
議案第12号	黒見節子	平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 西 田 孝

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 則 武 宣 弘

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 黒 見 節 子

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 田 辺 昭 夫